

法人市民税法人税割の税率改正について

平成28年度税制改正により、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から飯塚市の法人市民税法人税割の税率が、以下のように引き下げられることとなりました。

法人等の区分	税率	
	令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金等の金額が1億円を超える法人及び相互会社	12.1%	8.4%
資本金等の金額が1億円以下の法人及び資本金・出資金を有しない法人等	9.7%	6.0%

なお、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に限り予定申告について経過措置が設けられています。

通常	前事業年度の法人税割額 $\times \underline{6} \div$ 前事業年度の月数
経過措置（令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度）	前事業年度の法人税割額 $\times \underline{3.7} \div$ 前事業年度の月数

税制改正の趣旨

平成28年度税制改正で、地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために、法人市民税法人税割の税率を引下げ、その引下げ相当分について地方法人税の税率が引き上げされました。なお、地方法人税は国税であり、地方交付税の財源とされます。

地方法人税に関する詳細については最寄りの税務署へお問い合わせください。

法人市民税についての問い合わせ先
飯塚市役所 税務課 市民税係
TEL 0948 (22) 5500 内線(1061)